

6訂にあたって

インボイス制度がスタートし、日本の消費税もついに新しい時代を迎えることとなりました。また、インボイス制度の開始に伴い消費税法基本通達が改正され、令和5年10月1日より適用することとなりました。この改正基本通達は、令和5年6月1日に国税庁から『消費税法基本通達の制定について』（法令解釈通達）の一部改正（案）に対する意見公募手続の実施について』が公表され、微修正を加えた上で、令和5年8月10日に公表されています。

6訂にあたっては、インボイス通達の番号を新基本通達に改編するとともに、掲載内容をインボイス開始後のものに改めました。また、国税庁から公表された「インボイスQ&A（令和5年10月改訂）」に追加掲載された問や登録新制度の取下書の取扱い（インボイス制度において事業者が注意すべき事例集）など、五月雨式に公表された情報を整理して、必要なものをコンパクトにまとめて掲載した次第です。

インボイス制度の総仕上げとして本書をご活用ください。

令和5年10月

熊王 征秀

はじめに

令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（日本型インボイス制度）については、本年10月から登録申請がスタートします。インボイスの登録が必要となるのは課税事業者だけではなく、免税事業者についても、取引先からインボイスの発行を要請され、事業継続のために納税を覚悟の上で登録せざるを得ないケースも多いものと思われます。したがって、インボイス制度の内容や登録のメリットとデメリットを検討した上で、早めに準備を進めていく必要があるのです。

本書では、インボイスに関する知識がゼロの方を対象に、本番に向けた準備と実務上の留意点について、Q&A形式でポイントを確認していきます。日本型インボイス制度については、本番に向けた準備がすべてです。本番前にしっかりと準備をしておけば、そんなに厄介な改正ではないのです。言い換えれば、事前準備を怠ったままで本番に突入するようなことになれば、取り返しのつかないことにもなりかねないということです。

本書をうまく利用して、しっかりと事前準備をするようにしてください。

なお、電子帳簿保存法の改正に伴い、電子インボイスに関する取扱いが今後大きく変わることが予想されますので、本書では、あえて電子インボイスに関する詳細については触れないこととしました。今後の情報を待ちたいと思

います。あらかじめご了承ください。

本書が実務に携わる皆様のお役に立てば、これに勝る喜びはありません。

令和3年6月

熊王 征秀

第1章 インボイス制度の概要

Q1	1	消費税の基本的なしくみ	2
Q2	2	単段階課税と多段階課税	4
Q3	3	インボイスとは？	6
Q4	4	インボイスが導入されるとどうなる？	8
		コラム 物品税	10

第2章 登録の準備をはじめよう！

Q5	1	登録通知	12
Q6	2	適格請求書発行事業者登録制度①	15
Q7	3	適格請求書発行事業者登録制度②	18
Q8	4	免税事業者はどうなる？	20
Q9	5	免税事業者が売値に消費税を転嫁することはできるか？	22
Q10	6	免税事業者の準備	28
Q11	7	区分記載請求書等保存方式とは？	31
Q12	8	インボイスはいつから発行できる？	36
Q13	9	免税事業者が登録申請するケース	37

Q14	10	免税事業者が令和5年12月1日から 登録する場合	38
Q15	11	登録した免税事業者が簡易課税の適用を 受けようとする場合	40
Q16	12	簡易課税の取りやめ	43
		コラム 酒税	44
Q17	13	登録希望日	45
Q18	14	免税事業者（個人）が令和6年から登録 する場合	46
Q19	15	適格請求書発行事業者としての拘束期間	48
Q20	16	登録事項の変更	50
Q21	17	屋号や事務所の登録	54
Q22	18	登録の許可と登録の効力	56
Q23	19	新設された法人の登録の効力	58
Q24	20	新設された法人の登録通知前の インボイスの交付方法①	60
Q25	21	新設された法人の登録通知前の インボイスの交付方法②	61
Q26	22	相続があった場合の登録の効力	62
Q27	23	登録国外事業者の取扱い	68

第3章 2割特例

Q28	1	「2割特例」とは？	70
Q29	2	適用対象期間	71

Q30	3	基準期間における課税売上高が 1,000万円を超える場合	72
Q31	4	基準期間における課税売上高が1,000万円 以下になった場合	74
Q32	5	基準期間における課税売上高の計算	75
Q33	6	相続と「2割特例」の関係	76
Q34	7	課税期間を短縮する場合	80
Q35	8	「課税事業者選択届出書」と 「2割特例」の関係①	81
Q36	9	「課税事業者選択届出書」と 「2割特例」の関係②	82
Q37	10	「課税事業者選択届出書」と 「2割特例」の関係③	84
Q38	11	「簡易課税制度選択届出書」との関係	86
Q39	12	「簡易課税制度選択届出書」の提出期限	88
Q40	13	「2割特例」に関する届出書の提出義務	90
		コラム 売上税	94

第4章 登録番号と インボイスの記載事項

Q41	1	登録番号	96
Q42	2	適格請求書発行事業者公表サイト①	98
Q43	3	適格請求書発行事業者公表サイト②	100

Q44	4 適格請求書発行事業者公表サイトへの 掲載と公表期間	101
Q45	5 適格請求書発行事業者公表サイトの 検索方法	102
	コラム 富裕税	103
Q46	6 登録日をまたぐ請求書の記載事項	104
Q47	7 インボイスの記載事項と記載例①	108
Q48	8 軽減税率適用対象取引の記載方法	110
Q49	9 消費税額等の端数処理	114
Q50	10 インボイスの記載事項と記載例②	116
Q51	11 簡易インボイスとは?	118
Q52	12 税込価額と税抜価額が混在する レシートの表記方法	122
Q53	13 一括値引きがある場合の計算方法	124
Q54	14 一括値引きがある場合の 簡易インボイス①	125
Q55	15 一括値引きがある場合の 簡易インボイス②	126
Q56	16 返品や値引きをした場合にも書類の 発行が必要!	128

第5章 適格請求書発行事業者の義務

Q57	1 インボイスの交付義務と修正	134
------------	-----------------------	-----

Q58	2	委託販売と受託販売（媒介者交付特例）	136
Q59	3	インボイスの交付が免除される取引	138
Q60	4	振込手数料と適格返還請求書	140
Q61	5	振込手数料相当額に係る経理処理	142
Q62	6	交付義務が免除される適格返還請求書の 判定単位（金額基準）	143
Q63	7	電子インボイス	144
Q64	8	インボイスの保存義務	146
Q65	9	偽造インボイス	148

第6章 仕入税額控除の要件

Q66	1	帳簿の保存義務と記載事項	150
Q67	2	インボイスの保存義務	152
Q68	3	インボイスが不要なケース	154
Q69	4	少額特例①	156
Q70	5	少額特例②	158
Q71	6	仕入計算書・仕入明細書の取扱い	160
Q72	7	農協特例①	162
Q73	8	農協特例②	166
Q74	9	卸売市場の特例	168
		コラム 諸外国の消費税率	170

第7章

税額の計算方法が 変わる！

- Q75** 1 税額の計算方法 172
- Q76** 2 決算締切日の適用を受ける場合 179
- Q77** 3 20日締めの上売請求書 180
- Q78** 4 20日締めの上買請求書 182
- Q79** 5 仕入明細書を受領した場合の上売税額の
積上計算 184
- Q80** 6 非登録事業者からの課税仕入れに係る
税額計算 186
- Q81** 7 委託販売と受託販売 188
- コラム** にわかドーナツクラブ（カナダ） 192

第8章

登録の取消しは どうする？

- Q82** 1 納税義務とインボイスの関係 194
- Q83** 2 登録の取消し① 195
- Q84** 3 登録の取消し② 200
- Q85** 4 登録の取下げ 202
- Q86** 5 被相続人が登録取消届出書を提出後に
死亡した場合 204
- Q87** 6 登録の拒否・取消し・失効 206

第9章

こんなときどうする？ よくある疑問と回答

- Q88** 1 令和5年10月1日前後の取引に係る
適用関係 210
- Q89** 2 前受金に対するインボイスの交付時期 213
- Q90** 3 賃貸借処理した場合の所有権移転外
ファイナンス・リース 214
- Q91** 4 家事共有資産の売却 216
- Q92** 5 家事共有資産の取得 218
- Q93** 6 共有物の取扱い 219
- Q94** 7 ごみ処理券等を売買した場合の
インボイス 220
- Q95** 8 立替金の取扱い 222
- Q96** 9 口座振替（振込）家賃の取扱い 224
- Q97** 10 集金代行 226
- Q98** 11 ネット販売 228
- Q99** 12 外貨建取引の取扱い 230
- Q100** 13 会計処理とインボイスの関係① 232
- Q101** 14 会計処理とインボイスの関係② 233
- Q102** 15 控除対象外消費税額等の処理方法 234
- Q103** 16 公売等の特例 249
- Q104** 17 仕入明細書による家事用資産の取得 250

Q105	18 ETC システムを利用した場合の 利用明細書	252
Q106	19 棚卸資産に対する税額の加算調整	254
Q107	20 棚卸資産に対する税額の減算調整	256
Q108	21 相続人（免税事業者）の棚卸資産に対する 税額の加算調整	258
Q109	22 相続人が免税事業者になる場合の 棚卸資産に対する税額の減算調整	260
	コラム イギリスの軽減税率制度	261
Q110	23 別表第三法人等の仕入控除税額の制限計算 ..	262
Q111	24 任意組合等の適格請求書等の交付	268
	コラム 世界三大珍味の税率	276

凡 例

本書では、かっこ内等において、法令・通達等の表記につき、以下のように省略している。

消費税法	消法
消費税法施行令	消令
消費税法施行規則	消規
所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号）	平成 27 年 改正法
所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）	平成 28 年 改正法
消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 135 号）	平成 30 年 改正消令
消費税法基本通達	消基通
平成元年 3 月 1 日付直法 2 - 1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）の一部改正（課法 2 - 6、令和 3 年 2 月 9 日）	新経理通達
消費税の軽減税率制度に関する Q&A（制度概要編）（平成 28 年 4 月）（令和 5 年 10 月改訂）	軽減税率 Q & A （制度概要編）
消費税の軽減税率制度に関する Q&A（個別事例編）（平成 28 年 4 月）（令和 5 年 10 月改訂）	軽減税率 Q & A （個別事例編）
消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A（平成 30 年 6 月）（令和 5 年 10 月改訂）	インボイス Q & A

令和3年改正消費税経理通達関係Q & A (令和3年2月)	新経理通達 Q & A
適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針 (令和3年7月)(令和5年1月改訂)	運営方針
法人税法	法法
法人税基本通達	法基通
インボイス制度の負担軽減措置のよくある 質問とその回答 財務省(令和5年3月31 日時点)	よくある質問 とその回答



第1章

インボイス制度の概要

- 1 消費税の基本的なしくみ／2
- 2 単段階課税と多段階課税／4
- 3 インボイスとは？／6
- 4 インボイスが導入されるとどうなる？／8

1

消費税の基本的なしくみ

Q1

消費税の基本的なしくみについて教えてください。

A

消費税とは、物の販売や貸付け、サービスなどに対して課税される税金で、その商品の販売価格やサービスなどの代金に10%の税金を上乗せし、購入者や受益者に税を負担させることを予定して立法されています。

(注) 飲食料品や宅配新聞については、8%の軽減税率が適用されます。

例えば、宝石店が100万円で指輪を販売しようとする場合には、宝石店は購入者から110万円を領収し、うち10万円(100万円×10%)を税務署に払うことになるかという、実はそうではありません。

消費税は、その取引が消費者に対する小売りなのか、宝石店に対する卸売りなのかということに関係なく、取引の都度、その取引金額に10%の税率で課税することになっています。

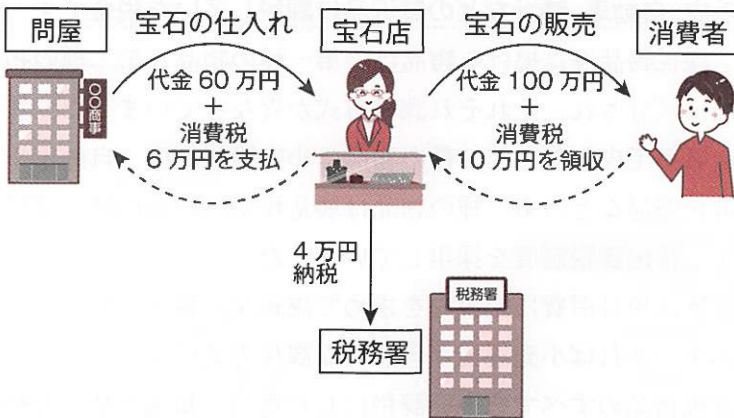
つまり、宝石店は、この指輪を問屋から仕入れる際に、問屋が上乗せした消費税を仕入代金とともに払っているわ

けですから、これを差し引いた金額だけ税務署に納めればよいわけです。

例えば、宝石店がこの指輪を問屋から仕入れる際に、仕入代金の60万円と10%の消費税（60万円×10%＝6万円）あわせて66万円を問屋に支払い、これを顧客（消費者）に販売する際に、代金100万円と10%の消費税（100万円×10%＝10万円）、あわせて110万円を領収したような場合には、この宝石店が税務署に納付する消費税は、預かった消費税10万円から支払った消費税6万円を差し引いた4万円となります。

問屋の仕入れを無視して考えた場合、問屋の納付する消費税（6万円）と宝石店の納付する消費税（4万円）の合計額10万円は、最終購入者である消費者の税負担額と一致することになります。

つまり、消費税は、各取引段階にいる事業者が、消費者の負担すべき消費税を分担して納税するシステムになっているのです。



2

単段階課税と 多段階課税

Q2

Q1の宝石の売買に関する課税方法について疑問があります。取引の都度課税すると納税事務が煩雑になるので、問屋から宝石店に指輪を販売したときには課税せず、宝石店が指輪を小売りしたときだけ課税して、宝石店が10万円を納税したほうが効率的ではないでしょうか？

A

昭和の時代、消費税が導入される前には「**物品税**」という税金がありました。物品税とは、貴金属や毛皮、自動車、時計などの贅沢品に課税していた税金です。

課税物品表に掲げる物品は、第一種の物品と第二種の物品に区分され、それぞれ課税方式が異なっていました。貴金属や毛皮などの第一種の物品は**小売課税制度**、自動車や電化製品などの第二種の物品は製造場からの蔵出時に課税する**移出課税制度**を採用していました。

物品税は消費に担税力を求めて課税する税金ですから、本来であれば小売課税が理想的な課税方式です。しかし、課税物品のすべてを小売課税にした場合、膨大な数の零細

小売業者が納税義務者に取り込まれることになり、納税事務負担と徴税事務負担が増大することになります。また、大手製造メーカーが物品税の納税義務を負わないこととなるなどの問題もあり、現実的ではありません。

こういった理由から、第二種の物品については移出課税制度を採用したものとされます。

第一種の物品である貴金属などについては小売課税制度が採用されていましたが、この小売課税制度は理想的であるものの、課税技術上の問題があることも事実です。たとえば、Q1の宝石店において、指輪を販売する場合を想像してみてください。お客さんは、この宝石店で指輪を購入したら物品税が課税されるのに対し、問屋に直接買い付けに行けば課税されないということになると、誰もが問屋に買いに行くのではないのでしょうか？ こういった事態を防ぐために、貴金属の販売業者については「販売業者証明書」を交付し、この証明書の提示がなければ貴金属の売買はできないこととしていたのです。

このように、単段階課税方式はシンプルではあるものの、課税技術上の問題点が多いことも事実なのです。これに対し、消費税のような多段階課税の間接税は、手間がかかる半面、単段階課税方式の課税技術上の問題点を解消することができますので、課税方式としては優れた制度だといえることができます。

3

インボイスとは？

Q3

なぜインボイスが必要なのですか？ インボイスがないとどうなるのですか？

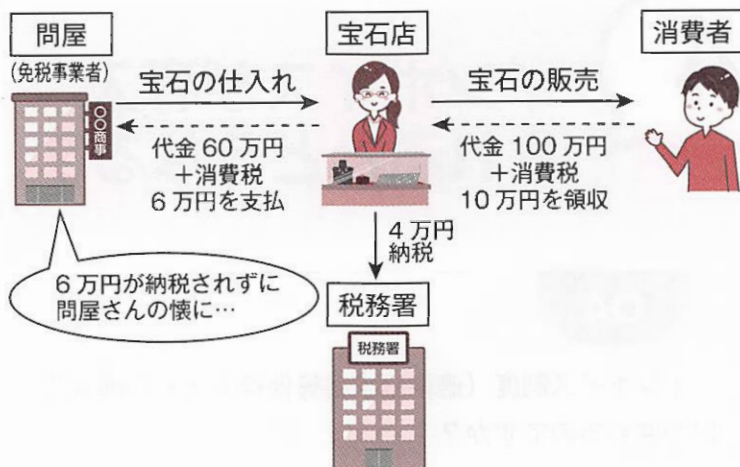
A

インボイス（適格請求書等）とは、簡単にいうと「仕入先が納税したことを証明する書類」です。

Q1 のケースであれば、宝石店は、問屋が発行したインボイスにより問屋が6万円の消費税を納税したことが確認できますので、税の累積を排除するために、仕入時に負担した6万円の税額を10万円の売上税額から控除することができるのです。

インボイスがないと、仕入先が納税しているかどうかを確認することができません。言い換えれば、免税事業者が消費税相当額を売値に転嫁してきたとしても、買い手はこれを拒むことができないということです。

そこで、インボイス制度を採用してこなかった日本では、納税義務がない免税事業者からの仕入れについても課税されているものと割り切って、**仕入税額控除**を認めることとしてきました。



資本金が1,000万円未満の新設の法人は、基準期間がない設立事業年度とその翌事業年度は、原則として納税義務がありません。

そこで、実務の世界では、計画的に資本金1,000万円未満で法人を設立し、この免税事業者である新設の法人に支払った外注費や人材派遣料を仕入控除税額の計算に取り込んで節税を図ろうとする動きがあります。

消費者が負担する消費税が国庫に収納されず、事業者の懐に残ってしまうというこの「**益税問題**」は、インボイス制度の導入により、ひとまずは解消されることとなったのです。

4

インボイスが導入 されるとどうなる？

Q4

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入で
何がかわるのですか？

A

インボイス制度が導入されると、以下のようになります。

- ◎インボイスを発行するためには、登録申請が必要です！
- ◎仕入税額控除の適用を受けるためにはインボイスの保存が必要です！
- ◎請求書などの記載事項が増えます！

インボイスには、税率ごとの消費税額と登録番号を記載
することが義務付けられています。ただし、飲食代や小売
業・タクシーのレシートなど（**簡易インボイス**）について

は、税率と消費税額のどちらかを記載すればよいことになっています。

<記載事項>

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容（軽減対象品目である場合にはその旨）
- ⑤ 税抜（税込）取引金額を税率ごとに区分した合計額
- ⑥ ⑤に対する消費税額等及び適用税率
- ⑦ 請求書等受領者の氏名又は名称

（注）太字が区分記載請求書から適格請求書への移行に伴い追加された記載事項です。

請求書		
(株)〇〇御中		令和〇年 11月 30日
11月分 131,200円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円
消費税		11,200円
(10%対象	80,000円	消費税 8,000円)
(8%対象	40,000円	消費税 3,200円)
※は軽減税率対象品目		
△△商事(株)		登録番号 T-xxxxxx

← 税率ごとの消費税額

← 登録番号

物品税

消費税が導入される前、昭和の時代には、貴金属や毛皮、自動車、時計などの贅沢品に対して物品税という税金が課税されていました。

音楽を楽しむ場合には、今はCD……というよりも音楽プレーヤーが主流のようですが、昭和の時代には音楽プレーヤーなどありませんでしたので、専らレコードやカセットテープレコーダーで音楽を楽しんでいたのです。このレコードなどについても、贅沢品として物品税が課税されていたのですが、童謡などの教育に関するものは非課税として取り扱われていました。

ここで問題となったのが「童謡」の定義です。著者が小学生の頃、皆川おさむの「黒猫のタンゴ」という歌が大流行しましたが、このレコードは歌謡曲ということで物品税が課税されたのに対し、子門真人の「およげ！たいやきくん」のレコードは童謡だから非課税とされたそうです（フリー百科事典より）。

私には「クロネコ」と「タイヤキ」の区別がつきません……。



【著者略歴】

熊王 征秀（くまおう・まさひで）

昭和 37 年 山梨県出身

昭和 59 年 学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設

平成 4 年 同校を退職し、会計事務所勤務。同年税理士試験合格

平成 6 年 税理士登録

平成 9 年 独立開業

現在

東京税理士会会員相談室委員

東京地方税理士会税法研究所研究員

日本税務会計学会委員

大原大学院大学教授

<著 書>

- ・「消費税 軽減税率・インボイス 対応マニュアル」（日本法令）
- ・「消費税率引上げ・軽減税率・インボイス<業種別>対応ハンドブック」（日本法令・共著）
- ・「不動産の取得・賃貸・譲渡・承継の消費税実務」（清文社）
- ・「クマオーの基礎からわかる消費税」（清文社）
- ・「消費税法講義録」（中央経済社）
- ・「クマオーの消費税インボイスの実務」（ぎょうせい）
- ・「逐条放談 消費税のインボイス Q&A1・2. 決定版」（中央経済社・共著）
- ・「消費税トラブルの傾向と対策」（ぎょうせい）
- ・「クマオーの消費税トラブルバスターⅠ・Ⅱ」（ぎょうせい）
- ・「タダではすまない！ 消費税ミス事例集」（大蔵財務協会）
- ・「再確認！ 自分でチェックしておきたい消費税の実務」（大蔵財務協会）
- ・「消費税の納税義務者と仕入税額控除」（税務経理協会）
- ・「10%対応 消費税の軽減税率と日本型インボイス制度」（税務研究会）
- ・「8%対応 改正消費税のポイントとその実務」（税務研究会）
- ・「消費税の還付請求手続完全ガイド」（税務研究会）
- ・「すぐに役立つ 消費税の実務 Q&A」（税務研究会） 他